

第 1 0 1 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第 4 条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 1 0 0 分の 2 2 5 を乗じ	(期末手当) 第 4 条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6 月に支給する場合にお</u>

て得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕	<u>いては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第2条 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例（平成29年加東市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

第4条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給	(期末手当) 第4条 〔略〕 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 〔略〕	3・4 〔略〕
--	---------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の加東市病院事業管理者の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第 1 0 1 号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院及び兵庫県人事委員会の勧告を踏まえ一般職の職員の期末手当を引き上げること
に鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び病院事業管理者の期末手当を同様に改定するため、
所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

令和 6 年度に支給する 1 2 月期の期末手当の支給月数を 2. 3 5 月とすること。（第 4 条）

(2) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

令和 7 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2. 3 月とすること。（第 4 条）

(3) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

令和 6 年度に支給する 1 2 月期の期末手当の支給月数を 2. 3 5 月とすること。（第 4 条）

(4) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第 4 条関係）

令和 7 年度以後に支給する 6 月期及び 1 2 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 2. 3 月とすること。（第 4 条）

3 市財政への影響 年間 4 4 8 千円の支出増（うち病院事業管理者分 9 7 千円）

4 施行期日等

(1) 2 (1) 及び 2 (3) 関係 公布の日（令和 6 年 4 月 1 日適用）

(2) 2 (2) 及び 2 (4) 関係 令和 7 年 4 月 1 日